

熊本地震を踏まえ、起こりうる地震規模と原発への影響を改めて見直すよう求める緊急声明

4月14日夜から九州各地で連続して発生した地震で被災されたみなさまに、衷心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く平穏な生活に戻られるよう、心からお祈り申し上げます。

熊本県熊本地方で発生した地震は、東日本大地震以来の「震度7」を記録しました。さらにその後も複数の活断層によって、本日(17日)午前6時まで九州各地で震度5弱以上の揺れを伴う地震を14回も記録し、多くの犠牲をもたらしています。

九州電力川内原発、玄海原発を抱えるほか、対岸に四国電力伊方原発がある九州地方の人々は、改めて地震が原発に及ぼす影響について、不安を抱かれたのではないのでしょうか。

防災科学技術研究所の解析によれば、4月14日夜の熊本地震の揺れは、阪神大震災のほぼ2倍にあたる最大加速度1580ガルを記録しました。東京電力福島第一原発事故を踏まえて、原子力規制委員会が策定した新規規制基準は、原発ごとに想定される最大の揺れ(基準地震動)を策定し、耐震設計するよう事業者に求めています。九州電力川内原発の基準地震動は620ガルです。

一方、地震学者の石橋克彦・神戸大学名誉教授は「川内原発の基準地震動620ガルは、直下で震源不詳のマグニチュード6.1の地震が起きた場合の想定最大加速度。しかし、活断層がなくてもマグニチュード7程度までの大地震は起こりうるので、これは明らかに過小評価です。2007年新潟県中越沖地震(マグニチュード6.8)では東京電力柏崎刈羽原発の1号機の岩盤で1699ガルを記録しました。地震の想定と地震動の計算の不確かさを考えれば、最低その程度の基準地震動にすべきです」と指摘しています。

今回の九州各地で起きた地震は、熊本地方だけでなく、大分でも連動するように発生し、気象庁の専門家の予想を超えるものだったといえます。

しかし、東日本大震災による東京電力福島原発事故で私たちが得た教訓は、「『想定外』という言葉での言い訳は許されない」ということではなかったのでしょうか。

今回の地震の被害を踏まえ、原子力規制委員会や各電力会社は、専門家の知見をもとに、起こり得る地震の規模や影響を改めて検討し直すべきです。

同時に、原子力災害が地震や津波とともに発生する「複合災害」となりうる可能性が高いことを前提に、高浜原発3・4号機の運転を差し止めた大津地裁の仮処分決定が述べているとおり「国家主導での具体的で可視的な避難計画」が早急に策定されよう、政府に対して改めてここに強く求めます。

2016年4月17日 佐賀県伊万里市にて
「脱原発をめざす首長会議」総会出席者一同